

## 論文要旨

秦代・漢初の婚姻と家族——国家との関係より見る

佐々木 満実

本論の目的は、秦代・漢初の「家族」を再考することにある。従来の秦漢史研究では、国家や社会の基礎単位である「家族」を重視しながらも、その前提となる「夫妻」や「おやこ」の関係については、自明のものとして等閑視してきたと言える。しかし、「家族」を具体的に理解するためには、「家族」が如何なる関係によって成立していたかを明らかにする必要があるだろう。そこで本論では、「家族」を形成する契機となる「婚姻」に注目し、「夫妻」やそこから発展する「おやこ」といった「家族」関係の成立要件とその関係性をとを考察した。同時に「家族」を区分する法的な枠組みにも着目し、「家族」の内実と外枠という二つの角度から「家族」を再構築することを試みた。また、考察に及び、使用する簡牘資料の時代性を意識し、「家族」の時代的な変遷にも注目した。以下に、本論各章における考察結果を簡単にまとめる。

まず、第一部では、「家族」を理解する前段階として、当時の諸制度について検討を行った。

第一章では、刑制の変遷を考察した。『睡虎地秦簡』の時点では、「死—刑—耐—貲」を主軸として、身体刑が刑罰を軽重付ける重要な要素となっていたが、徐々に労役刑が刑罰の軽重を区分する要素となっていく。『二年律令』の頃には労役刑が刑罰体系の主軸になっている。このような変化は、国家が労働力を徴収しようとする要望によって惹起されたものであったと推測される。

第二章では、刑制によって創出された刑徒という存在を考察した。当時の刑罰は無期の身分刑として理解されているが、資料を時代ごとに精査すると、身分刑としての諸要素は徐々に喪失しており、刑徒が労働力として置換されていく過程が確認される。また、新出資料から、従来「家族」秩序から切り離された存在として理解されてきた司寇・隸臣妾以外の刑徒も新たな「家族」を構築することが可能であったことが明らかになった。

第三章では、爵制が「家族」に与える影響を確認した。『二年律令』では、戸主の爵位に応じて「戸」に支給する田宅の数量を決定しているが、秦代の史資料からは授田方式を復元できない。しかし、爵位を冠した「戸」が散見していることから、秦代の国家も戸主の爵位によって「戸」を把握し、分類していたものと考えられる。また、史資料から爵制が間接・直接的に「家族」に影響を与えていたことが確認された。

続く第二部では、「家族」の基礎となる「夫妻」関係、その契機となる「婚姻」について検討を行った。

第四章では、「婚姻」の成立要件を考察するため、「婚姻」関係にあることを示す「妻」という語に注目し、検討を行った。その結果、当時の「夫妻」は、私的、あるいは社会的な関係、戸籍に登録された法的な関係という幾つかの関係性を含むことが明らかになった。私的・社会的な関係もまた「夫妻」とされたことから、「婚姻」の成立に国家は直接関与していなかったものと考えられる。一方で、国家は成立した「婚

姻」が支配に抵触する場合には規制を行っており、「婚姻」関係の維持は国家支配に左右されていたことがうかがえる。

第五章では、「夫妻」間の法的な関係性について考察した。国家は戸籍によって「夫妻」関係を把握しており、法的な「妻」を「夫」の「戸」に入り、「夫」の法的身分に準ずる存在として認識していた。「妻」を「夫」の下位に位置付ける傾向は、『二年律令』で顕著になっているが、これは、国家が「家族」内部の関係にまで干渉を強めた結果であると考えられる。

第六章では、当時の「婚姻」形態の一端を明らかにするため、「妻」以外の配偶女性に着目した。秦代の法制関係資料では一夫一妻の「婚姻」形態が想定されているのに対して、『二年律令』では「妻」以外の配偶女性が法的にその立場を規定されている。とくに「夫」の戸籍に所属しない「偏妻」に対する区別は明瞭であり、国家にとって戸籍上の区別が最も重要であったこと、漢初の国家が戸籍を超えて人民の「家族」関係を把握していたことが明らかになった。

第三部では、「家族」を区分する法的な枠組みについて考察を行った。

第七章では、従来アプリアリなものとしてきた「おやこ」関係が、如何なる基準で成立していたのかを検討した。当時の「おやこ」関係は血縁によって無条件に成立するものではなく、国家によって設定された法的身分と、両親の「婚姻」関係の有無とによって決定されていたことが明らかになった。「おやこ」関係もまた国家の基準によって決定され、維持されていたと言える

第八章では、犯罪者の「家族」を対象とする「坐」と「収」とを分析し、その対象の選定基準と適用要因から、法的な「家族」の枠組みと在り方を考察した。とくに「坐」には時代差が見られ、秦代では居住関係を基準に対象が選定されており、国家が居住地によって人民の「家族」関係を画定していたことがうかがえる。一方、漢初には親属関係から対象を選定する「坐」も現れ、国家が居住地や戸籍を超えて人民の「家族」関係を把握するようになっている。こうした法の対象となる「家族」の変化は、秦代から漢初にかけての「戸」の縮小が背景にあったのではないかと推測される。

最後に、終章では以上の考察結果から見えてくる国家の「家族」支配の在り方について考察を行った。秦代から漢初にかけて見られた戸籍を超えた「家族」関係の把握や、「家族」内部の上下秩序の強化という変化は、「戸」の細分化によって希薄化する「家族」関係を維持する目的で取られた方策であったと考えられる。従来、同一視されることで理解に混乱があった秦代・漢初の「家族」も、時代的な変化に注意して考察することで、その在り方を説明することができるのではないだろうか。